

第156回

杉並区都市計画審議会議事録

平成22年(2010年)7月26日(月)

議 事 録

会議名		第156回杉並区都市計画審議会
日 時		平成22(2010)年7月26日(月)午前10時～午前11時30分
出席者	委員	〔学識経験者〕 黒川・村上・中井・***・関口 〔区 民〕 今村・徳田・***・上野・松枝・ 小国・*** 〔区議会議員〕 安斉・太田・川原口・井口・藤原・ ***・斉藤 〔関係政機関〕 海老原・一ノ口(代理)
	説明員 (区)	〔政策経営部〕 企画課長 〔危機管理室〕 防災課長 〔区民生活部〕 産業振興課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、 まちづくり担当部長、都市計画課長 調整担当課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長、 土木管理課長(道路区域整備担当課長兼務)、 建設課長、交通対策課長、みどり公園課長、 鉄道立体担当課長、杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境清掃部長、環境課長
傍聴	申請	3名
	結果	3名
配布資料		☆郵送分 ○第156回杉並区都市計画審議会次第 ○配布資料一覧 〈報告事項〉 ・杉並区景観計画について ○参考資料 ・生産緑地地区の動向について ○参考資料 ・杉並区みどりの基本計画の改定について ○参考資料 ・「緑確保の総合的な方針」の策定について ○参考資料 当日配布資料なし
議事次第		1. 委員委嘱等の紹介 2. 都市整備部長挨拶 3. 審議会成立の報告 4. 座長の決定 5. 会長の互選 6. 会長挨拶 7. 開会宣言 8. 職務代理者等の指名

議事次第	<p>9. 議席の決定</p> <p>10. 署名委員の指名</p> <p>11. 傍聴申出の確認</p> <p>12. 議題の宣言</p> <p>13. 議事報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">①杉並区景観計画について</p> <p style="padding-left: 20px;">②生産緑地地区の動向について</p> <p style="padding-left: 20px;">③杉並区みどりの基本計画の改定について</p> <p style="padding-left: 20px;">④「緑確保の総合的な方針」の策定について</p> <p>14. その他連絡事項</p> <p>15. 閉会の辞</p>
------	--

発言者	発 言 内 容
-----	---------

都市計画課長	<p>それでは、会議の開催をお願いいたします。</p> <p>ただいまの委嘱式で、新たに 18 名の方に杉並区都市計画審議会の委員を委嘱させていただきました。継続して委員となっていた方もおられますが、今回初めて委員となっていた方もいらっしゃいますので、ここで改めて委員の紹介をさせていただきます。</p> <p>初めに、学識経験者委員の方々でございます。</p> <p>関口 太一委員でございます。</p> <p>中井 検裕委員でございます。</p> <p>黒川 洸委員でございます。</p> <p>村上 美奈子委員でございます。</p> <p>続きまして、区民委員の方々です。</p> <p>今村 国治委員でございます。</p> <p>徳田 達介委員でございます。</p> <p>上野 伊知郎委員でございます。</p> <p>松枝 廣太郎委員でございます。</p> <p>小國 敏雄委員でございます。</p> <p>続きまして、関係行政機関の委員の方々でございます。</p> <p>海老原 邦雄委員でございます。</p> <p>一ノ口 克己委員でございます。</p> <p>続きまして、区議会議員の委員の方々でございます。</p> <p>安齊 あきら委員でございます。</p>
--------	---

太田 哲二委員でございます。

川原口 宏之委員でございます。

井口 かづ子委員でございます。

藤原 淳一委員でございます。

斉藤 常男委員でございます。

以上、委員の方々をご紹介させていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、区の幹事及び説明員を紹介させていただきます。

都市整備部長の上原幹事でございます。

環境清掃部長の原幹事でございます。

土木担当部長の小町幹事でございます。

まちづくり担当部長の大塚幹事でございます。

都市計画課長の、私、本橋でございます。

企画課長の徳嵩でございます。

環境課長の中村でございます。

建築課長の横山でございます。

産業振興課長の寺嶋でございます。

拠点整備担当課長の佐々木でございます。

みどり公園課長の吉野でございます。

まちづくり推進課長の齋木でございます。

調整担当課長の浅井でございます。

建設課長の加藤でございます。

杉並土木事務所長の喜多川でございます。

住宅課長の小峰でございます。

交通対策課長の大林でございます。

土木管理課長ですが、道路区域整備担当課長との兼務で山口でございます。

防災課長の井上でございます。

鉄道立体担当課長の友金でございます。

以上、区の幹事及び説明員を紹介させていただきました。よろしく願いをいたします。

ここで、22年度最初の審議会でありますので、審議に先立ちまして、上原都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

都市整備部長

皆様、おはようございます。

先ほど、区長から委嘱式に際してごあいさつがございましたので簡単にさせていただきますけれども、お暑い中、また多忙な中、お練り合わせをいただき、お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

きょうは 156 回目の杉並区都市計画審議会ということで、これまでまちづくりにかかわるさまざまなことに厳正なご審議をいただきまして、おかげさまで杉並のまちづくりは順調に進んできていると考えてございます。今後とも引き続き、私どもも一生懸命やっけてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年は、まちづくり条例の改正につきまして、いろいろなご審議をいただきました。また景観条例の制定ということでもご審議をいただきまして、これらが、まちづくりのいわば二本柱ということで、杉並のまちづくりの新たなスタンダードというべきものでございます。そういう基準を持って、少しでも早く住民にまちの動きをお知らせして、住民の参画のもとにまちづくりをしてまいりたいと考えてございます。きょうも緑にかかわること等ご報告しながら、さまざまなご議論をいただきたいと思ひます。

また、私の所管からは少し外れますが、きょうも環境清掃部の原部長が来ております。環境分野でも環境基本計画の改定がございまして、大きな枠組みがそろってまいりましたけれども、やはり魂を入れるというのが実際の行政の中では一番大事なことを考えておりますので、皆様のご指導・ご鞭撻をいただきながら進めてまいりたいと思ひます。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

都市計画課長

続きまして、会議の成立についてご報告をいたします。

本日は、金子委員、倉本委員、大原委員、小川委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。都市計画審議会委員 21 名のうち、現在 17 名の委員が出席されておりますので、第 156 回杉並区都市計画審議会は有効に成立をしております。

続きまして、杉並区都市計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、当審議会の会長をご選任いただきたいと存じます。それでは、会長の互選につきまして、会長を互選するための座長をお決めいただきたいと存じます。どなたかおられないようでしたら、先例によりまして、座長につきまして事務局からご指名させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

都市計画課長 それでは、僭越でございますが、私からご指名をさせていただきます。
区民選出委員でございます、徳田委員にお願いいたしたいと存じます。委員をお引き受けいただけますでしょうか。

委員 はい。

都市計画課長 ありがとうございます。それでは、徳田委員、座長席にお移り願います。

(徳田委員、座長席に移動)

都市計画課長 それでは、徳田座長、会長互選の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

座長 ご指名により、都市計画審議会の会長の選出まで座長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、会長の互選を行います。先ほどの事務局からの説明のとおり、会長は委員の互選によって定めると条例で規定されております。適任者がいらっしゃると思いますので、どなたかお名前を挙げていただけませんか。

委員 私は**ですが、この委員会の性質からいまして、黒川委員が最適任だと思いますので、黒川委員を推薦いたします。

座長 ただいま、会長には黒川委員をというご発言がございました。ほかに意見はございませんでしょうか。

(異議なし)

座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに意見もないようですので、黒川委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし、拍手)

座長 ありがとうございます。

座長 黒川委員、都計審の会長をお引き受け願えますでしょうか。

委員 はい。

座長 ありがとうございます。

黒川先生からご承諾をいただきましたので、杉並区都市計画審議会会長をお引き受け願うことを決定いたします。

ご協力、どうもありがとうございました。

都市計画課長 徳田委員、ありがとうございました。

それでは続きまして、黒川会長より就任のごあいさつと本日の開会宣言をお願いいたします。

会長

ただいま、皆さんの推挙で会長をとということでございます。前期も私がやらせていただいたわけですが、新しい区長さんになって、先ほど「今からの区政の一つは下意上達だ」ということでございますので、審議会の中でも皆さんの意見を十分に取り上げて、それを十分に審議して決定していきたいと思いますが、片方で会長としては時間の管理をちゃんとしたい。余りだらだらと長い会議にはしたくないと考えておりますので、どうぞ皆さんのご協力のほどよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

それでは、ただいまから第 156 回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

都市計画課長

続きまして、都市計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定に基づく、会長職務代理者の指名及び審議会運営規則第 4 条に基づく議席の決定を会長にお願いしたいと存じます。

会長

それでは、会長職務代理者としては、前期もそうだったのですが、村上美奈子委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それから、議席についてですが、今お座りの席を正式な議席ということにさせていただきます。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会長

それでは、現在座っている席をもって議席にさせていただきます。

議席表を配付してください。

都市計画課長

ありがとうございました。

ただいま、会長より新しい議席をお決めいただきましたので、新しい議席表を配付させていただきます。

(議席表配付)

都市計画課長

引き続きまして、本日の署名委員をご指名願います。

会長

それでは、本日の会議記録の署名委員として、安斉委員にお願いしたいのですが、よろしゅうございますか。

では、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の傍聴についてはどんなぐあいになっているでしょうか。

都市計画課長

本日は**さんほか2名の方から傍聴の申し出がございました。また、ビデオカメラでの撮影の許可の願いも出ております。

会長 　　ただいま事務局から報告がありましたが、傍聴人からビデオ撮影の希望がありますが、許可してよろしゅうございますか。

（異議なし）

会長 　　それでは、許可するものといたします。よろしく申し上げます。

事務局から議題の宣言をよろしく申し上げます。

都市計画課長 　　本日の議題は報告事項が4件でございます。

報告事項ですが、1件目は「杉並区景観計画について」、2件目が「生産緑地地区の動向について」、3件目が「杉並区みどりの基本計画の改定について」、4件目は「『緑確保の総合的な方針』の策定について」でございます。資料はお手元の配付資料一覧の内容になってございます。説明に入ります前にご確認をお願いいたします。資料のほうはお手元に整ってございますでしょうか。

会長 　　よろしゅうございますか。

それでは、きょうは報告事項が4件でございます。全体としては、①と②はそれぞれ説明していただいて、③「みどりの基本計画」と④「緑確保の総合的な方針」については関連しておりますので、ここは一括してご説明していただいてから審議するという形で進行させていただきたいと思っております。

それでは、最初に報告事項の1点目、「杉並区の景観計画について」の報告をお願いいたします。

まちづくり推進課長 　　私から、杉並区景観計画につきましてご報告をさせていただきます。

杉並区の自然や歴史・文化を育みまたみどり豊かな住宅都市杉並を継承するために、また魅力あるまちなみを創出するために、景観法に基づきます杉並区景観計画を策定いたしましたのでご報告をさせていただきます。

まず、配付の資料のご確認でございますが、「杉並区景観計画」という冊子がございます。それから、「杉並区景観色彩ガイドライン」「杉並区大規模建築物景観形成指針」「杉並区公共施設景観形成指針」、そしてパンフレットでございますが、「みどり豊かな美しい住宅都市『杉並百年の景』実現に向けて」、そして、「届出・事前協議による杉並区の景観形成」ということでご用意をさせていただいておりますので、ご確認をよろしくをお願いいたします。

では、表紙のほうへお戻りいただきまして、まず、これまでの経過を簡単にご説明させていただきます。

杉並区は21年4月に東京都の同意を得まして、景観法に基づきます景観行

政団体になり、同時に杉並区景観条例を施行してございます。その後、杉並区景観計画の検討を進めまして、この計画案につきましては、今年の1月19日の第155回杉並区都市計画審議会に景観法に基づく諮問をさせていただきました。そして、異議のない旨のご答申を受け、その際にご意見として杉並区の中にごございます、都立善福寺川緑地や和田堀公園などを景観重要公共施設に、あるいは景観特性の記述の部分で区内の大学などを追加するようというご意見がございましたので、必要な修正を行いました。その後、2月に計画決定をさせていただきましたので、この4月1日に告示をし、去る6月1日に運用を開始したところでございます。

では、恐れ入りますが、「みどり豊かな美しい住宅都市『杉並百年の景』実現に向けて ～杉並区景観計画のあらまし～」という、少し茶色がかったパンフレットをごらんいただきたいと存じます。薄めのパンフレットでございます。そちらをお開きいただきたいと存じます。

お開きいただきますと、右側には景観計画といたしまして中ほどに地図が載ってございますが、区内全域を対象区域としてございます。その中でも、区内の中央を流れます善福寺川を初め、貴重な水辺空間である神田川、妙正寺川を水とみどりの景観形成重点地区といたしまして、すべての建築行為に対して届出を出していただくということで、景観形成を進めていく予定でございます。

また、中ほどをごらんいただきたいと存じます。中央には区独自の制度でございます、延べ面積3,000平米以上の大規模建築物の計画を、容易に変更できる段階で事前協議をいただくという制度も設けてございます。景観形成指針につきまして、指導・助言を行ってまいります予定でございます。

また、右側のほうには広告物の事前相談や普及・啓発、そして大田黒公園などのモデル地区などを定めてございます。

簡単ではありますが以上でございますので、表紙のほうへお戻りいただけますでしょうか。運用状況を簡単にご報告申し上げます。

6月1日から運用を始めまして、7月16日現在でございますが、事前協議といたしまして、大規模建築物については3件、公共施設については3件ということで事前協議を受けてございます。また、行為の届出でございますが、この間9件のお届出をいただいているところでございます。いずれもおおむねお届けをいただいた内容で特に問題はないということで、現在のところは

事業が進んでいるところでございます。計画などにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

私のほうからは、以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

これについて、ご質問、ご意見がございますでしょうか。

委員 大規模建築物の事前協議ですけれども、これはどれぐらいの大きさでどのあたりになっているのか、それから住民との関係ではどのように計画段階からの説明があるのか、この点について伺います。

まちづくり推進課長 これまで事前協議をいただいているものは、例えば大学の図書館とか一般のマンションとか、もう少し具体的に申し上げますと、富士見ヶ丘の車両基地がございますが、今回そちらの改修があるということで協議をいただいているものでございます。おおむね面積といたしまして 3,000 平米以上ということで、対象になってございますので、いずれも該当したものでございます。

また、この事前協議に際しまして、住民への説明ということは景観条例ではそういう規定は定めてございませんので、別途必要であれば、まちづくり条例に基づく手続が進むものとなってございます。

以上でございます。

委員 景観条例では住民との関係の説明会が規定されていないというお話ですけれども、まちづくり条例との関係では、住民の説明会を事前段階でやるということでもいいんですよね。それで、実際にやられてきているのかどうか、この点について再度伺います。

調整担当課長 まちづくり条例では、延べ面積 3,000 平米以上の建築物については、住民に早期周知を図るということで説明会が行われておりますので、これについては確実に履行していただいているという状況でございます。

委員 これからですか。

調整担当課長 これについては、まちづくり条例改正前からございましたので、それは行っている。それ以上に大きいものについては、前年改定したまちづくり条例で 1 万平米以上の建築物等の建築については、また別途規定がございます。

委員 ありがとうございました。

会長 ほかにはどうでしょうか。

もしなければ、この報告事項はこれで終わりにしてよろしゅうございます

か。

それでは、その次の生産緑地地区の動向について。

都市計画課長

私からは、報告事項の生産緑地地区の動向について説明をさせていただきます。今回は、昨年の都市計画変更以降の生産緑地地区の動向について、報告をさせていただきますのでございます。

資料は4枚つづりになっておりますので、ご確認をお願いします。

1枚目は表題として、「生産緑地地区の動向について」と書かれたもので、都市計画の変更予定の概要を示したものでございます。2枚目は変更する生産緑地の位置図でございます。3枚目は生産緑地地区の付近見取り図でございます。4枚目は生産緑地地区の現況写真でございます。

それでは、資料の1枚目をごらんください。

今回は、次回の第157回都市計画審議会に諮問予定の生産緑地地区の変更について報告するものでございます。平成22年度の生産緑地地区の変更は、削除2地区を予定してございます。地区番号60は主たる従事者の死亡により、地区番号88は主たる従事者の故障により買取り申出が出されたものでございます。買取り申出が提出された後、区では生産緑地の買取りについて検討を行ってまいりました。

まず、地区番号60につきましては、区の行政計画の有無や土地有効活用の可能性を検討いたしましたが、公共施設等の敷地に不相当と判断し、買取りには至らなかったものでございます。次に、地区番号88につきましては、買取り申出が提出される前の相談の段階で庁内の関係部課長が一堂に会し、各所管における土地の有効活用について検討を行いました。有効な土地利用の活用の見込みがなく、買取りには至らなかったものでございます。区で買取りの検討と同様に、東京都財務局にも両案件について買取り希望の有無について照会をいたしましたが、東京都からも買い取らない旨の回答を受けたため、今回、生産緑地地区の削除に至るものでございます。その他、削除の概要については表のとおりでございます。

資料の2枚目をごらんください。

今回、変更する生産緑地の位置を2万5,000分の1の都市計画図に示したものでございます。3枚目の付近見取り図と一緒にごらんいただければ、今回の変更予定場所がよりおわかりいただけるものと思います。

資料の3枚目をごらんください。

各地区の付近見取り図でございます。黒枠の部分が既存の生産緑地地区を示しており、斜線部分は削除を予定している区域でございます。

資料の4枚目をごらんください。

生産緑地地区の現況写真でございます。上の写真につきましては、現在畑となっている部分が生産緑地として残る部分で、今回削除となる部分は、3棟建っている建物を含めた周囲の部分でございます。下の写真につきましては、更地部分が今回削除となる部分でございます。

今後のスケジュールにつきましては、東京都との同意協議を行い、区で都市計画変更についての報告・縦覧を行った後、東京都都市計画生産緑地地区の変更について、秋の都市計画審議会に諮問したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、生産緑地地区の動向について報告を終了いたします。

会長 どうもありがとうございました。

これについて、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

**委員。

委員 報告の中で、各所管が集まり、有効な活用を検討したというお話がありましたけれども、有効な活用の判断基準は何なのか、これをお示し願いたいと思います。

都市計画課長 区の用地取得につきましては、行政計画の有無ですとか、各所管における有効活用の可能性、あとは区の財政状況等を総合的に勘案して判断をいたしたところでございます。また、有効活用の可能性がある場合には、さらに当該土地の地形ですとか接道条件その他公有地としての立地条件を精査するとともに、所有者のご意向を確認するなどの必要があるものと考えてございます。

委員 今後、生産緑地の買取りに当たっては、今、示された3つの判断基準によって検討していくと理解していいですか。

都市計画課長 委員ご指摘のとおりでございます。

会長 どうぞ、**委員。

委員 この報告のところの削除理由に死亡と故障とありますけれども、死亡はわかるのですが、故障というのはどういうことなんでしょうか。

都市計画課長 ここで言います故障とは、法的には例えば両眼の失明ですとか、神経系統の機能の著しい障害、それから手足の喪失、農業に従事することが不可能として区長が認定したものを言います。今回のケースは、農業に従事することが

不可能として区長が認定したということでございます。

会長 よろしいですか。ほかにはどうでしょうか。

これは、秋の審議会にかかってくるということですか。

都市計画課長 会長ご指摘のとおりでございます。

会長 どうぞ、**委員。

委員 60でも88でも面積が一部だけみたいですよ。60の桃井のほうは現在指定されている1,500平米のうち、1,000平米だけ削除するということですが、死んだらやる人がいないから単純に全部削除になるのかなど。病気か何かで農業ができなくなったら、当然全部やめてしまうのではないかと思います、何で一部だけになるんですか。

都市計画課長 60の敷地につきましては相続人が複数おありまして、そのうち農業を生産緑地として続けるものと、それを相続して売買をするものに分かれたということでございます。

会長 88のほうは？

都市計画課長 地区の番号というのは複数の所有者で成り立っている場合がございます、今回は88番のうちの1つの所有者の方の区分が削除になったということでございます。

会長 よろしゅうございますか。ほかには。

委員 初めて審議会に参加するのでちょっと教えてほしいのですが、追加指定の実績というのは、今までどういう感じになっているのか教えてください。

都市計画課長 平成4年の都市計画変更におきまして、61地区から166地区とかなり追加の状況がございますが、その後は13年から言いますと、19年に1件、21年に1件の追加がございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 ほかにどうでしょうか。

もしなければ、この報告はこれまでにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、先ほど言いましたように、次の③と④については一括報告をしていただいで討議したいと思います。よろしく申し上げます。

みどり公園課長 私から、杉並区みどりの基本計画の改定についてと「緑確保の総合的な方針」の策定について、ご報告させていただきます。

杉並区みどりの基本計画の改定につきましては、表になるA4の資料1枚と概要版と本編をお付けしてございます。

これまで平成11年に最初のみどりの基本計画を策定してから17年に一部改定したものを、今回、社会状況、みどりの状況を含め、大幅な見直しを加えるために全面的に見直したものでございます。これまでの計画の将来像「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」を継承し、区民・事業者等が親しみやすくわかりやすい行政計画となるように改定したものでございます。

昨年、学識経験者と区民によるみどりの基本計画(改定)検討委員会と庁内の緑化推進連絡会において検討を進め、改定案を策定し、今年の4月1日から30日まで、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例に基づく意見募集を行いまして、それを踏まえて計画案を改定いたしました。計画は、最終的に5月末に策定してございます。

改定計画の主な内容につきましては、概要版をもとにご説明をさせていただきます。

表紙の写真の木ですが、これは以前貴重木として区内で指定されていたものです。民間事業者に渡ったものを区民の署名もあり、区のほうで確保し、この4月に公園として開設し保存できた樹木の写真でございます。株立ちのケヤキとしては区内最大の大きさで、根回りが4メートル以上でございます。

お開きいただきまして、初めに左側の上の部分で、今回のみどりの基本計画については、杉並区のアニメキャラクターであります、なみすけたちが説明する内容となっております。

左上はそれぞれのキャラクターの紹介と、なみすけたちが考えた杉並のみどりについての考え方が書いてございます。

下の部分では、杉並のみどりの現状ということで、緑被率、屋敷林や社寺林・農地等の状況、公園整備の推移、接道部緑化率の状況の4点を載せてございます。

右上につきましては、みどりの効果・役割をイメージ図で説明してございます。

お開きいただきまして、一番左側の部分が今計画の将来像、基本方針、目標になってございます。一番上には、これまでの将来像、「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」を承継し、今回、サブテーマとして、「受け継いだみどりに感謝してもっと豊かなみどりを次世代に」を設けております。その下

に具体的な内容を書いてございます。真ん中のイラストでございまして、杉並区内にこういったまちをつかっていきたいということで、この言葉を実際にイラストにしたものでございます。

今計画の方針につきましては、5つ挙げてございます。

左側の真ん中の部分に書いてございますが、基本方針の1が「身近なみどりを守ろう」、基本方針の2は、「新しいみどりを創ろう」、基本方針3については、「みどりの質を高めよう」、基本方針4は、「みどりでまちをつなげよう」、基本方針5については、「みんなでみどりを育てよう」となっております。

今計画の目標とする年次については、区制100周年の平成44年を目標としてございます。中間目標年としては、もともとの計画の平成30年としてございます。

今回は、緑被率について、昭和47年に行われた最初の調査が24%を超えてございましたので、緑被率25%を確保することを目標としてございます。

公園につきましては、従前1人当たり5平米の公園面積を確保することを目標としてございましたが、現行では2平米を切る1人当たりの公園面積となっております。公園につきましては、この1人あたりの公園面積5平米も見据え、公園や広場に満足している区民の割合80%を確保することを目標としました。接道部緑化率については、平成19年調査では23.03%であり、現行の計画の20%を超えましたので、平成44年には接道部緑化率を30%確保するというのを目標としてございます。

それを実際に実現する施策につきましては、開いております一番右側に、みどりに感謝するという意味で「みどり39（サンキュー）プラン」と名づけ、39の施策を挙げてございます。これらの中で重点的に進めていく主な施策は、イラストの一番下の「なみすけ達が考えた主な施策」ということで、屋敷林の保全の強化であるとか、農とのふれあいの機会の充実、緑化地域制度の導入、景観計画による誘導、エコスクールの推進、みどりの顕彰制度の創設といったものを掲げてございます。

一番裏の面については、杉並区全体の中で、みどりの拠点となる部分、また、軸となる道路、河川等を書き込んで、区内全域にみどりが繋がっていくことをイメージした方針図でございます。

みどりの基本計画につきましては、先日、7月11日の「広報すぎなみ」で

改定計画を公表し、区内の図書館、庁舎等で閲覧できるようにしてまいります。

次に、「緑確保の総合的な方針」の策定についてご説明させていただきます。

これにつきましては、東京都と区市町村が合同で減少傾向にある民有地の樹林地や農地等の既存の緑を守り、将来に引き継いでいくための方針を策定したものでございます。

目的としては、貴重な既存の緑の保全や都市空間への緑化と民有地の緑の課題に対して、望ましい緑のあり方や保全の取り組みを明らかにし、東京の緑を確保していくものでございます。

計画期間は平成 22 年から 10 年間として、おおむね5年ごとに改定をしますが、策定直後については2年後に改定を目指すというものでございます。

資料としては、方針の中に掲載されている部分の表と図が2枚つけてございます。「緑確保の総合的な方針」の概要版がございまして、概要版に従って説明をさせていただきます。

お聞きいただいて、総合的な方針の目的は、先ほども申しましたような、減少傾向にある東京の緑を何とか計画的に確保するというのが目標でございます。

「方針の構成と3つの柱」ということで、1つは既存の緑を守る方針（確保することが望ましい緑を明確化）、2点目は緑のまちづくり指針（まちづくりの中で取り組む緑施策）、3点目は新たにに取り組む施策ということで、先行的なプロジェクトを含め、今後まちづくりを進める中で新たな施策を提示してございます。

その新たにに取り組む施策の例は、右側のところに、崖線の緑の保全、民間基金と連携した緑地保全等ということで、5つほど挙げてございます。

お聞きいただきまして、既存の緑を守る方針につきましては、図とリストとして今後 10 年間で東京都と各区市町が確保していく緑について、水準1から3までをここにお示ししてございます。

左側が全体図でございまして、方針の中ではDVDの中に実際に図とリストが入ってございます。

水準1につきましては、計画期間内に買収等により保全するもの、法や条例に基づいて強い規制をかけることにより、確実に保全していくものでございます。

水準2につきましては、法や条例に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの。

水準3につきましては、行為の届け出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により保全に取り組むものでございます。

それぞれ、水準の1は東京全体で292ヘクタール、水準2、3は合わせて13ヘクタール、それ以外に、今後確保していきたいということで、約1,100ヘクタールを各区市町と東京都で挙げている状況でございます。

最後に、裏の部分に緑のまちづくり指針ということで、計画が決定し、今後10年間で緑の創出に伴うまちづくり事業をリスト化し、1万分の1の図面として記載したものを策定してございます。これにつきまして、記載のとおり区部と多摩部合わせて107ということで、それ以外に、まちづくり事業の中で創出される公園・緑地、広場等の数については190となっております。

表の資料にお戻りいただいて、裏面の部分で、策定主体と事務局につきましては、策定主体は東京都と特別区、市町村でございます。事務局は東京都都市整備局都市づくり政策部、杉並区に係る掲載内容については資料1をご覧くださいと思っております。

方針策定の効果については、東京全体の既存の緑の現状、取り組みの全体像が明らかになることで、都民意識の醸成を図ることができるということと、共通の図を都と区市町村で作成することで、具体的にどんな取り組みをしているかの把握ができる。さらに、自治体の枠を超えて問題を共有化するきっかけとなって、相互の持つ知恵や工夫を交換して、取り組みの質を高めていくということが効果として考えられてございます。

今後は、2年後の見直しに合わせて、都、区市町村で進行管理あるいは確保地の積み上げといったことを考えて、合同推進委員会を設置して新たな検討を進めるという状況になってございます。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。では、この2つの報告事項について、どうぞご質問、ご意見がございましたら。

委員

まず、計画のスパンですけれども、東京都と区市町村との関係では、10年スパンで5年ごとに改定ですね。それで、区の方のみどりの基本計画を見ると2032年というスパンになっていて、どうも都と区との関係の年数と区独自の年数の違いがあつて非常にわかりづらいと思うのですけれども、区の方の

例えば 10 年計画あるいは 5 年ごとの見直しをしなかったのはどうしてなのか、まず伺います。

みどり公園課長 先ほども申しましたように、区では平成 11 年にみどりの基本計画を策定してございます。平成 17 年には一部改定をして、ちょうど今年は 5 年目ということで、当初策定から 11 年を経過して大幅な見直しを加えたということでございます。

委員 聞いているのは、概要版をさっき見ていたら、目標とする年度が平成 44 年、2032 年ということで、例えば緑被率を 25% にしていく目標年度があと 22 年後ということになっていて、余りにも遠いスパンになっているのではないのか。東京都の関係では、さっき言ったように 10 年スパンで 5 年ごとに改定ということなので、その辺の整合性をきちっとやらないと何となく計画がばらばらになるのではないかというふうにお聞きしているのです、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

みどり公園課長 東京都は、今回、計画を初めて策定したのですが、これについては目標値を定めてはいません。東京都は、今回、今後 10 年間に実際に事業化して確保できるものを数字として、各区市町村、東京都含めて挙げてございます。今後、見直しを加えていくことによって確保する緑を増やしていくというのが今回の東京都の大きな計画、これまでの行政計画と違う計画のつくり方だと、東京都は現在説明してございます。

東京の緑を確保するために、例えば都市計画公園については都市計画公園を確保していくという計画をまた別途公共としては持っていますが、民有地の緑を実際に今後どういう制度にしてどうやって増やしていけるか、現行の中でこれだけ増やせるというのを挙げたものが今回の計画でございます。

ですから、今後これについては行政計画、確保する中では、確保水準 1 にしていくには当然予算が伴いますので、区市町村を含めても財政計画が 10 年、20 年という長いスパンでは出せない。そういう面では、絶えず見直しを加えながら確保する緑を増やしていくというのが今回の東京都の計画の大きな、今までの行政計画と違う考え方ということで都のほうは説明してございます。これはあくまでも東京都と区市町村がまず全体の中で樹林地とか農地をどういう形で現行の中で確保していくか、減っていく中で何とか確保していきたいという考え方を示した、今までと違う形の方針というふうには東京都は対外的には説明してございます。

杉並区のみどりの基本計画につきましては、これはあくまでも都市緑地法を含めたみどりの条例を含めて、区として独自に定めてきているものでございます。これについては、平成 11 年に策定した際には、最終的に緑被率の目標値を当初 20%に設定して、それについては平成 30 年までの目標ということで、当然緑が減る中で増やしていくのは難しいと。平成 17 年の一部改定の際にも、平成 30 年という目標年は変えてございませんでした。

今回、大幅な見直しをしていく中で、25%を実際に 11 年策定後、平成 14 年の調査から緑被率については増える傾向は出てきたのですが、17 年にそれを実際に見直した際には、平成 30 年までには多分 25%まで回復するだろうと。その当時、17%から 20%くらいまで増えましたから、当然それは現実的にはできなくもないということで、数値を 25%にした経緯はあると思います。

ただ、今回、実際に 19 年の調査では 1%強しか現在のところ増えてございませんので、今後 5 年間でふやしていく経過を考えると、平成 44 年を目標に 25%を目指していきたいと考えている計画でございます。

委員

まず、東京都の計画で、樹林地の確保候補地で、杉並は 2カ所、1.58 ヘクタールという計画になっているのですが、これはどこなのかということをもまず聞きたいのと、2点目は、緑被率が増えてきた原因について伺いたい。3点目は、緑被率の現在での目標、例えば 5 年単位、10 年単位、もう少し細かい単位で計画をつくる必要があるのではないかとこの点をもう一度伺いたいと思います。

みどり公園課長

私どもの方で、今回、確保候補地として挙げたのは、保護指定をこれまでしてこなかった寺社林がございますので、そこについて確保していきたいということで、保護樹林に指定していく箇所を候補地として挙げたというものでございます。

委員

もう具体的に決まっているんですか。

みどり公園課長

今まで長い経緯の中で指定させていただいていないので、それなりの事情があってできていないところですが、区としては今後、お話をさせていただき、保護指定をしていきたいと考えております。

緑被率について、今回、平成 14 年の調査から増えたというのは、当然緑被率の測定技術が進歩したというのがあると思います。従前、航空写真をもとに手作業に近い形で緑を拾ってきたのが少しずつ進歩してきて、実際にデジタル処理ができるようになった結果、かなり細かい緑まで拾えるようになった

てきたというのはいろうかと思ひます。

航空写真を大きく見たときに、実際に三斜を切つては測りませんけれども、それなりに技術は進歩してとれるようにはなつてきていました。従前5平米とか10平米ぐらひの緑はなかなか拾えなかつた部分があつたと思ひます。航空写真で見れば、多分、5平米、10平米の緑は点よりも小さかつたと思ひます。各ご家庭が小さな空間に緑を植えているものまでは十分緑被率がとれなかつたものが、技術の進歩によつて、皆さんが街角に植えている小さな緑も集計ができるようになった。そういう面で見れば、過去の調査と比べて緑被率がどうかという話はいろうかと思ひますが、実際にそれが緑で覆われているというのはい事実であろうかと思ひます。

細かいスパンでとれないかということですが……。

委員 計画をもう少し、10年単位とかで緑被率を1%ずつ上げるとか、そういう。みどり公園課長 みどりの実態調査を5年ごとに区ではやつていますので、その結果をもとにして、実際にどういふ施策を強化していくかというのを、11年に策定した後も14年の調査の結果をもとにして17年に見直していますし、今回も19年の調査結果をもとにして5年ごとに見直しするという部分では見直しています。

計画目標をどうするかという考え方はいろいろあろうかと思ひます。みどり豊かなまちをつくっていくという部分での計画目標値だと考えてございませうので、細かい目標値を検証していくことがみどり豊かなまちづくりにつながることはないと思ひますが、それ以上に、実際に事業として施策として皆さんに緑に親しんでいただいて、増やす努力を続けなければならない事業なのかなと考えるございませうので、5年ごとに細かく見直ししていくよりは、大きな目標に向けて皆さんと一緒に緑を守つたり創つたりしていきたいと私どもでは考えてございませう。

委員 ちょっと残念といひませうか、緑被率がふえたのは技術的な進歩のおかげだと。だから、実際に本当に緑がふえたのかどうかがよくわからないというのが非常に残念です。区として、例えば壁面緑化が進んだとか、緑地が増えたといふ指標はないのかどうか。それから、私は緑地をどれだけ増やすかが緑を増やしていく決定打になるのではないかなと思ひています。その点で、区の財政状況があるのですけれども、できるだけ緑地を確保していく。先ほども生産緑地の変更などありましたけれども、できるだけそういう土地も確保して、

区民農園にしていくとか、公園にしていくとか、そういう1人当たりの公園面積も23区では杉並は少ないほうだと思うので、緑地の確保をしていくという決定打としての政策を持つ必要があるのではないかと思いますので、再度そのことを聞いて終わります。

みどり公園課長 杉並区みどりの基本計画の概要版を開いていただいて、真ん中の下に公園整備の推移という、右から2つ目の箱にありますけれども、このみどりの基本計画では、去年の段階の公園面積の現状を示しています。見ていただいて、確かに計画的に増えていないかということ、公園整備は5年ごとに東京都も区も着実に増やしてきてございます。都市計画決定された公園の整備方針を東京都が5年前につくりましたけれども、そういったことも含めて区としても公園の整備については着実に進めてきているのは事実でございます。

それを具体的に計画目標でということであれば、実施計画の中で示してございますし、全く計画していないということではございませんので、公園は増えていますが、一方で民有地の農地とか樹林地は減ってきているのも事実だと思います。また、小さなお宅が緑化していることによって緑被率も増えてきているのも事実だと思います。

そういった部分でいけば、接道部の緑化率については、これまで区として接道部緑化を指導してきている中で、着実に目標値をクリアして、今回、将来的な目標を30%とする、道路沿いの緑を増やすことによってみどり豊かなまちをつくっていくということで、区は、施策として緑地の確保ではなくて、緑を皆さんがまちで豊かに見られるようにということを進めているというふうにご理解いただきたいと思います。

土木担当部長 ちょっと補足させていただきます。精度が上がったのも一つの要因ですが、今、課長が説明したように、いろいろな努力で屋上緑化、壁面緑化、また家々の緑を増やした、校庭を緑化した、あと小さな木が成長したというのも大きな要因となっているということがございます。

それから、緑につきましては、そういう畑地を保存するのも非常に重要かと思っておりますけれども、杉並区の特長といたしましては、住宅地が7割、8割でございますので、そういう家の庭を今後、ここにも書いてございますが、地域緑化制度、家の建て替え等につきまして、その中できちんと緑化の届け出をいただいて、個人の緑をいかに増やすかが一番の大きなポイントになりますので、そういうものも重点的にやって目標値を達成していきたいと考えて

委員

ございます。

みどり豊かな杉並区、これをつくって推進しよう、これはすばらしい計画でありますし、現実に進んでおります。一区民としてはありがたい緑のまちに住んでいるわけですが、緑を増やそうという余りに、現実には若干の緑による弊害もございます。例えば、沿道筋、街道筋を見ますと、大きな街路樹が出ていますね。これは道路管理者が杉並区なのか、東京都なのか、国なのか、わかりません。

例えば環状8号線がありますね。青梅街道がありますね。街路樹がございます。私どもは緑被率21%を25%にもっていこうという、これはすばらしい計画で大賛成でございますけれども、一方、そういった街路樹の関係を考えると、根っこが盛り上がっちゃっているんですよ。どうですか、あのがたがたの道。けが人続出です。問題が出ちゃったのもあります。

環八で、例えば私の近所で行きますと、中央線の南側へガードをくぐって行きますと川南というところがあります。その両サイド、環八線、これは道路管理者は、細かなことはわかりませんが、あのでこぼこ道は普通の歩道とは言えませんね。

緑を増やすあまりに、そういった大きな地面のでこぼこはどのようにするのか、だれがどうやって改修するのか、あるいは、今度、住宅街を考えますと、大きな木ができて、壁が盛り上がっちゃうんですね。倒れています。改修して、それを壊して駐車場にしちゃった事例がございます。この五、六年前のことです。青梅街道を歩いてもしかりです。

そういった道路行政として、杉並区の緑化推進と同時に保守管理もしっかりとしたものをしないと片手落ちではないか。もちろん両方やっているとは思いますが、私は今日の会場に初出場させていただいたもので、そういう感覚を持っています。

それから、第2点目、新緑の候とか桜の満開の候は非常に喜ばれるんです。こんなにいい緑はない、新緑はない、桜がきれいだなと。枯れるときはどうでしょうか。もう落ち葉は落ちる。よくよく見たら、低木はいいのですけれども、高木がかなり茂っちゃって、電話線、NTTからも文句が来ちゃっているんですね。これじゃ切ってくれやと、こういう話ですよ。ですから、そういった保守管理の面をしっかりと二面性をとらえた形で、この21%を25%にもっていこうという段取りでいくべきかなと、私はそういう意見を持って

おります。

以上です。

会長

どうもありがとうございました。何かコメントありますか。

土木担当部長

今、委員ご指摘の課題につきましては、私たちも難しい課題だと思っておりますが、きちんと管理はしていきたいなと思います。先日も屋敷林を保有される地主の方が多数集まられましたら、同じような意見をいただきましたので、道路につきましては、やはりそういうところが出てきますので、保守・点検をきちんとしながら直さなくてはいけないし、また、屋敷林につきましては関係行政機関と話しながら、できる限り自然形で伸ばしながらも、どうしても邪魔になるようなところは切ったりしなくてはいけないと思いますので、その辺はそれぞれのケース・バイ・ケースを踏まえながらきちんとやっていきたいなと考えてございます。

委員

1点、環八の場合、道路管理者は東京都なのですか。都道ですか。

土木担当部長

都道でございます。

委員

では、区と都でしっかりと話をし、あれ非常に早急にしないといけないかなと思います。もう盛り上がりつつやっていますからね。よろしく願います。

会長

ほかにはどうでしょうか。

では、**委員。

委員

初めて出席します不動産鑑定士の**です。全体的な基本的なことをお伺いしたいと思います。

私、生まれが吉祥寺ですけれども、小学校へ入った50年前は人口が13万だったんです。最近行ってみたら、また13万だった。つまり、マンション規制とかワンルームマンション規制、専用床面積とか最低敷地面積等の制限を積極的にやってきた。つまり、人口流入しないような施策をしてきたというふうに私は感じています。

杉並区のみどりの基本計画の16ページを拝見いたしておりますけれども、人口を20年たっても同じような状態にしておきたいという基本計画というふうに感じています。地球全体は人口爆発の状況ですが、日本の中では過疎のところもあれば、人口増大におびえている区もある。

この計画から見ますと、人口を抑制するという基本計画と考えてよろしいのでしょうか。そのためには、当然、敷地の最低面積を上げていかなければ

なりませんし、占有床面積も上げていかなければ人口は抑制できない。当然、人口が多くなれば行政サービスも低下するし治安も悪くなるということも考えて、そういう基本計画と考えるとよろしいのかどうか、ご教示願いたいと思います。

都市整備部長

これはみどりの基本計画に限らず、区の行政計画についてですが、人口規模をどこにもっていくかという積極的な誘導目標というのは実は持っておりません。たまたま今ご指摘のあった16ページのものにつきましては、かなり予測年次が遠くなるほど予測の確実性がどうしても薄れていくわけですが、基本的には余り遠いものについては区のフレームというよりは、むしろ国立社会保障・人口問題研究所の将来の日本の人口推計等からもってきています。

実際には、現行の杉並区の都市計画マスタープランでも、実は作った時点では杉並区の人口は漸減するだろうとフレームとしては予想しておりましたが、予想に反して微増の傾向でずっと来ています。ただ、国の大きな人口動態からすると、若年層の子供たちが少ないというのは事実ですので、ある程度の傾向は見ていかざるを得ない。そういう意味で、妥当な現在の推計値として出していますが、要するに、区が人口が減っていくことをあらかじめ想定しているとか、むしろ人口を減らしていくという考え方は全くありませんので、それについてはご理解いただければと思います。

委員

結構です。

会長

では、**委員、それから**委員。

委員

公園の面積で、区立公園が増えているというのは大体わかるのですけれども、都立公園が昔に比べて2倍も増えているのかなと。どこが増えたのかしらということが1つ。

それから、こここのところを緑被率でやっていくということで確認していいんですね。昔は緑地率が最重要指標みたいな感じでやっていたり、いつのころから緑被率とかいうのが出てきたり、いろいろな指標が出てくるなということだけれども、当面というか、この計画では緑被率を最重要指標ということで確認してよろしいですね。また変な指標が出てきてやられると、訳が分からなくなってしまうので。

それから、どこかに都立高校の緑化を申し込むというようなことが書いてあったのですけれども、上井草、あの辺にでかい農芸高校がありますね。畑がいっぱいあって、馬が2頭ぐらいいるのかな。あのままなのだろうと思

ますけれども、あそこの農芸高校と杉並区の提携によって、緑を何とか、あるいは環境問題、エコ関係で何かとか、提携することによって何かできるのではなかろうかという感覚をずっと持っているのですけれども、そういうことはこれから考えてみたい、というぐらいの話なのか、何か計画というか案みたいなものがあるのかどうか。

みどり公園課長 都立公園についてどれだけ増えているかという話がございますが、実際には、和田堀公園については防災公園の整備を決めてから、都としても優先整備区域ということで、現在、済美山のみずほ銀行運動場跡地を整備する計画も進めていますし、あの周辺で確実に和田堀公園の面積は増えていますので、東京都としても杉並区内にある都市計画公園で都の担う部分については着実に事業をしているというふうに考えてございます。

緑被率以外の新しい指標が出てくるかどうかという部分でいけば、みどりの実態調査で昭和 47 年に調査をしてから幾つかの調査をしていますが、緑被率については、5年ごと、毎回調査をしていますし、今後も調査していきますので、これが杉並のみどりを測る一つの重要な指標であることは変わらないと思います。

あと、都立高校に緑化を要望していくという部分と、今後必要に応じ、都立高校の改築等に合わせて緑化計画等を出してもらうときに、それについては他の開発事業と同じようにしていきます。

農芸高校については、農芸高校と地域を含めて、農・食・環境協議会ということで、緑のボランティアの養成とか地域貢献活動を農芸高校はしているわけですが、それについては、私どものほうでそこに参画して、いろいろな形で農芸高校と連携はしています。実際には、環境博への農芸高校の参加とか、JR 阿佐ヶ谷駅前広場の花壇の活動を農芸高校にいただいたり、いろいろな形で区と農芸高校とは活動をしていますし、今後それについても拡大していきたいと考えてございます。

会長
委員

**委員。

杉並区は、みどり豊かな杉並区ということで緑に大変力を入れてまいりました。先ほどいろいろ緑を強化するために説明がありましたけれども、結局、決め手は、長い経験を踏まえて、あるいは現状を分析して、何であると考えておりますか。

みどり公園課長 大きくは、先ほども他の委員から話がありましたが、行政として公園緑地を

増やしていくというのは一つ大きな柱であると思います。もう一つは、杉並区内に私有地の緑が7割以上でございます。樹林地、農地等が減少する中で、そういったものをなるべく減った分以上に緑化をしていただくように、現在すべての建築計画について緑化指導を行っていますので、それをさらに強化していくことにより緑を増やしていきたいと私どもは考えてございます。

委員

事実認識として、長いスパンで計画されましたけれども、生産緑地は確実に減少していく方向ではないのかと。2つ目は、個人所有の土地は相続あるいは不況等によってどんどん細分化されて、庭のない家が増大していくのではないのか。やはり一番重要なのは、公共団体もしくは類似団体が緑の広場を確保する、あるいは創出していく、これが一番大きな要素だと思うのです。したがって、この辺は財源の問題もさることながら、諸課が相当力を発揮して予算の重点配分というものを考えないと、絵に描いた餅になるのではないかと危惧しておりますけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

みどり公園課長

当然、公園緑地を確保していくにはそれなりの費用もかかりますし、そういった事業化を進めていく上で予算を確保する努力をしていくことは必要だとは考えています。ただ、一方で、杉並区内の現在ある743ヘクタールの緑被のうちで482ヘクタールが私有地の緑被でございます。これについて、例えば実際に公園の緑被が今どれくらいあるかということ、公園の緑被は82ヘクタールでございます。

ですから、その482ヘクタールの私有地の緑被をいかに確保して、さらに増やしていくかということは当然重要ですし、公園にしていくというのは当然私有地を確保して公園にしていく話になってきますので、行政としても公園緑地の確保に向けて努力はしていきますが、民間の敷地の中の緑化をあらゆる形で今後進めていかないと、なかなか目標の25%、あるいは現況ある緑の確保も難しいと私どもでは考えてございます。

委員

近年、社会保障の充実ということで、特別養護老人ホーム等いろいろな保健関係の施設が計画され、または建設されております。この部分もやはり連携を深めて緑化対策をきちっとやってもらいたいということを要望すると同時に、「緑確保の総合的な方針」の中で、系統に含まれない確保地ということで和田1丁目が挙がっておりますけれども、この和田1丁目を対象になった理由、根拠は何でしょうか。

みどり公園課長

和田1丁目については、今年の3月に財務省から旧防衛省の社宅の遊び

場だった部分を区のほうで取得した用地でございます。これについては、従前、防衛省の住宅の公園であったものを区として新たな緑の場所として確保するというので、系統に含まれない緑ということで挙げたものでございます。

会長 ほかにはどうでしょうか。はい、**委員。

委員 1点確認させていただきたいのですけれども、たしか今年の5月に杉並区の環境基本計画が改定されたと思うのです。今日は資料がないので詳しい数字はわからないのですが、その中にもたしか緑被率の目標値が掲げられていたと思うのです。それはどういった目標でしたか。ちょっと確認です。

環境課長 環境基本計画のほうは25年度までの目標でございます。そういった中で、このみどりの基本計画にある長期的に達成する目標につきまして、25年度まで23%という形で設定してございます。

委員 ということは、25年度までに23%を達成し、その後44年度までに25%を達成するのだという、それは環境清掃部だけの目標なのか、それとも土木担当部とかも含めた共有された目標なのか、そこはどうなのでしょう。

みどり公園課長 私のほうから、目標年次がそれぞれの計画でちょっとずれていまして、環境基本計画の中で、25年度までの目標として掲げている目標につきましては、みどりの基本計画の中で掲げています中間年次の目標値である23%、中間年次は平成30年ということでございます。それは環境基本計画の中に書き込みがございます。その辺の整合性はとれているというふうにご理解いただきたいと思えます。

委員 では、環境基本計画での目標は平成30年度の目標ですね。

環境課長 すみません、失礼いたしました。みどりの基本計画との整合から、先ほど25年度と申し上げましたが、一般的な事業については25年度で設定してございますが、このみどりに関しては30年度でございます。訂正させていただきます。

委員 わかりました。

会長 他はどうでしょうか。もしなければ、これの報告についてはここまでにしてよろしゅうございますか。

では、重ねて委員の方々から何か特段ご意見、一般的なことでもいいのですけれども、ありますか。もしなければ、事務局からの連絡事項があれば。

都市計画課長 本日はどうもありがとうございました。次回の都市計画審議会は、今年の秋以降の開催を予定してございます。日程は改めて調整させていただきますの

で、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、以上で本日予定の議事はすべて終了いたしましたので、これで第156回の杉並区都市計画審議会を閉会といたします。どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —